

## 地域子育て支援拠点事業（一般型）及び一時預かり事業に関する資料

### 1. 地域子育て支援拠点事業（一般型）について

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号こども家庭庁成育局長の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」より抜粋

#### 1 及び 2 省略

### 3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

### 4 実施方法

#### ① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、②のケに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

#### ② 一般型

##### ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。

##### イ 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療機関などの子育て親子が集う場として適した場所。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

##### ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

##### エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が①に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(オ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (エ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (オ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

#### オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

#### カ 地域支援

地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付け成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

- (ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域のつながりを継続的に持たせる取組

#### キ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。
- (b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

#### ク 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

ケ 省略

③ 省略

5 留意事項

- (1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める基本研修及び別表2－2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- (3) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現認研修その他の各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。
- (5) 拠点施設が「地域子育て相談機関」を担う場合においては、拠点が持つ子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場という強みを生かし、個々の子育て家庭の相談ニーズ等に対し、適切に対応いただきたい。  
なお、「地域子育て相談機関」の具体的な業務等は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

2. 一時預かり事業について

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付け5文科初第2592号、こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長 こども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」より抜粋

1 及び 2 省略

3 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 4 実施方法

### (1) 一般型

#### ① 実施場所

保育所，幼稚園，認定こども園，地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など，一定の利用児童が見込まれる場所を実施すること。

#### ② 対象児童

主として保育所，幼稚園，認定こども園等に通っていない，又は在籍していない乳幼児とする。（後略）

#### ③ 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 35 第 1 項第 1 号イ，ニ及びホ<sup>\*1</sup>に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

#### ④ 職員の配置

規則第 36 条の 35 第 1 項第 1 号ロ及びハ<sup>\*2</sup>の規定に基づき，乳幼児の年齢及び人数に応じ，専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として，当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し，そのうち保育士を 1/2 以上とすること。また，当該保育従事者の数は 2 名を下ることはできないこと。（後略）

#### ⑤～⑧ 略

### (2) ～ (7) 略

## 5 利用者負担軽減

### (1) 内容

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という）の児童が，本事業による支援を受けた場合における，当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して，その一部の補助を行う。

### (2) 対象類型

対象となる類型は，次のアからエに該当する実施方法とする。ただし，「緊急一時預かり」を除く。

ア 4 (1) に定める「一般型」

イ～エ 略

### (3) ～ (6) 略

## 6 留意事項

### (1) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には，「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 22 日付けこ成安第 36 号・5 教参学第 39 号通知）に従い，速やかに報告すること。

### (2) ～ (7) 略

## 7 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。（後略）

## 8 略

（※ 1， 2）児童福祉法施行規則（抜粋）

第 36 条の 35 法第 34 条の 13 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
- ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 33 条第 2 項<sup>※3</sup>の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（略）その他市町村長が行う研修（略）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（略）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。
- ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。
  - （1）当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき
  - （2）当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき
- ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に準じ、事業を実施すること。
- ホ 略

（※ 3）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 33 条第 2 項の要約

保育士の配置基準

乳児おおむね三人につき一人以上

満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上

満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上

満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上